令和元年５月１７日現在

医療法人定款（寄付行為）変更認可申請チェックリスト

各書類が適切に作成されているか確認するために、ご活用ください。

1 申請書

☐ 法人の名称及び事務所所在地は、現行定款のとおりとなっている。
（事務所所在地：「〇番〇号」のところ、「〇―〇」に省略しないこと。）
☐ 法人の名称及び事務所所在地を変更する場合、変更前となっている。
☐ 法人番号（北海道における設立認可順の一連番号）を記載している。
（不明の場合は、管轄の保健所に確認の上記入すること。）
☐ 日付は、主たる事務所を所管する保健所に申請書を提出する日を記入する。

2 変更条項の新旧対照表

☐ 現行定款、新定款案の記載と句読点も含め完全に一致している。
☐ 変更箇所に下線を引く・抜粋する等、変更箇所を明確にしている。

3 現行定款

☐ 現行定款であることを確認している。

4 新定款案

☐ 定款の変更は、都道府県知事の認可を受けて効力を生じるものであることから、社員総会で議決された日を定款の変更日や施行日とはしない。
☐ 副理事長や常務理事の規定を追加する場合、その職務を定めている。
☐ 現行定款にある資産の条文のうち、現金の保管方法について、「郵政官署」や「日本郵政公社」の記載がある場合、モデル定款の記載に変更している。
北海道庁モデル定款第 14 条
資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管する。
☐ 持分なし法人の場合、現行定款にある残余財産の帰属先について、都道府県医師会又は郡市区医師会（民法第 34 条の規定により設立された法人に限る。）の記載がある場合、都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）に変更している。また、歯科診療所を開設している医療法人は、医師会ではなく歯科医師会としている。
☐ 附則に、設立当初の役員を記載している。（医療法第 44 条第 4 項）

5 社員総会議事録

□ 定款変更の内容が議決されている。
（変更事項の議決、変更事項議決による定款変更の議決、その他必要な議決）
例１　診療所を新たに開設する場合
１　診療所を新たに開設すること
２　上記１の承認に伴い、定款を一部変更すること
例２　理事定数を２名から３名以上５名以内に変更する場合
１　理事定数を２名から３名以上５名以内に変更すること
２　上記１の承認に伴い、定款を一部変更すること
３　定款変更が認可された際、３名以上５名以内とするための就任予定者を決定すること。

---

6 開設しようとする病院等の概要書（様式例１）

□ 「病院等の名称」は適当であること、「診療科目」は標榜可能なものであること。
（わからない場合は、管轄の保健所に相談してください。）
□ 「一日当患者数」、「予算」、「職員」について、事業計画（様式例１２）、予算書（様式例１３）、予算明細書（様式例１４）及び職員給与費内訳書（様式例１５）で算出した初年度の金額等を記入している。また、初年度が 12 か月に満たない場合は次年度の金額等を記入している。
□ 予算の欄について、「総収入 C」は、合計額から前年度繰越金を差し引いた額としている（医業収入と医業外収入を足した額ではないこと。）。また、総費用も同様に算出している。

---

7 附帯業務の概要書（様式例 26）

□ 従業員の定数は、運営規定にある各従業員数と矛盾がないこと。

---

8 不動産の登記事項証明書

□ 土地・建物分を添付している。
□ 建物が未登記の場合、建物の登記事項証明書に代わりに建築確認済証の写しを添付している。
□ 建物が法人所有であり、定款に記載する病院等の住所が登記上の地番と異なる場合、市町村から交付される住居表示通知書等の住所が確認できる書類を添付している。
（賃貸の場合、賃貸借契約書等の書類と定款に記載する住所が一致していること。）

---

9 不動産の賃貸借契約書

□ 登記事項証明書の所有者から賃貸している契約書となっている。
（転貸や代理契約の場合、所有者が同意していることがわかる書類を添付している。）
□ 申請時点で契約できない場合、賃貸借契約書（案）の添付と賃貸借契約の予約契約や覚書など、のちに契約することが確認できる書類を添付している。

---

10 定款変更後２年間の事業計画書（様式例 12）

□ 事業計画、建物増改築計画、物品購入計画、病床計画、資金及び債務の弁済計画、職員採用計画、収支見込み等該当するものを箇条書きしている。

---

11 予算明細書（様式例 14）

□ 収入と支出の合計額が、初年度及び次年度それぞれ一致している。
□ 初年度の翌年度繰越金の額と次年度の前年度繰越金の額が一致している。
□ 医業収入の内容説明は、患者数を勘案したものとなっている。
□ 「職員給与」の金額は、職員給与費内訳書（様式例 15）の合計欄の金額と一致している。
□ 次年度単年で、支出が収入を上回る場合、３年度分を添付している。
（この際、３年度分単年も支出が収入を上回る場合、事業の必要性がわかる書類を添付している。）

---

12 定款変更後２年間の予算書（様式例 13）

□ 予算明細書（様式例 14）と各科目の額が一致している。

---

13 理事長の原本証明（様式例 27）

□ 現行定款、社員総会議事録、管理者の免許証、不動産の登記事項証明書、建築確認済証、不動産の賃貸借契約書等写しを提出している書類について、原本証明している。

---

14 その他

□ 附帯業務を追加する場合、事業所名称または事業名称について、指定等を行う所管部署に確認している。
□ 開設していた医療機関・附帯事業所を削除する場合、廃止届の写しを添付している。
□ 会計年度を変更する場合、既に終了した会計年度を遡って変更していない。